

## 農地法第3条の許可申請についての添付書類

### 共通の添付書類

- 申請書2部(市外居住者の取得申請は3部)・・・①押印があればワープロ、タイプ、コピーでも可。②用紙はA3サイズとし、A4サイズで2枚になる場合は割印を押印してください。③申請書上部に受人、渡人の捨印を押印して下さい。
- 地区委員(改良組合長)の確認書(1部)・・・地区委員が分からない場合はお問い合わせ下さい。
- 法人にあつては、定款(宗教法人は規則、地縁による団体は規約)及び法人登記簿謄本(各1部)
- 土地全部事項証明(登記簿)(1部)・・・申請地全ての筆について、法務局で交付を受けてください。
- 譲受人の住民票(農地等の所有者と利用者が同一世帯である場合には、それを示す世帯の住民票)
- 位置図(当該地付近の状況を示す図面)2部・・・縮尺10,000分の1～50,000分の1程度の白図等に申請位置、方位、縮尺を表示してください。
- 申請土地付近の現況を示す図面(2部、市外居住者の取得申請は3部)・・・住宅地図等に申請位置を表示(色囲み等)してください。
- 土地の公図(2部)・・・法務局または税務課で交付を受けてください(原本1部、コピー1部)。

### その他必要書類

- 小作地等の所有権等の権利を取得しようとする者が、その小作農以外の者である場合には次のいずれかの書類。(農業者年金の為に経営移譲をしている場合はご注意下さい。)
  - ア. 土地所有権移転同意書
  - イ. 農地法第20条の解約書
  - ウ. その他、同意がいらぬ旨を証した書類
- 申請者が未成年の場合は、未成年者と親権者が連署し、親権者のみが押印し、戸籍謄本を添付する。
- 譲渡人の住所が登記簿謄本と異なる場合は、譲渡人の住民票。
- 譲受人が他市町村に農地を所有している場合は、その面積が確認できる各市町村農業委員会の耕作証明。
- 相続登記が未済の場合、相続を証する書面(戸籍謄本)、他の相続人の相続放棄を証する書面又は相続分不存在証明書及び相続関係説明図。
- 一筆の内の一部を申請する場合は地積測量図。

### <留意事項(必ずお読みください)>

※認定農業者等の方が農振区域内の農用地に指定されている農地を取得する場合は、所得税の控除が受けられる場合があります。その場合は申請書式が変わりますので、事前に確認して下さい。

※農業者年金(経営移譲年金)受給者の方は、年金が支給停止(減額)になる場合があります。

※相続税、贈与税の納税猶予中の方は、猶予が取り消される場合があります。

※権利を取得しようとする者は、その世帯員と合わせて一定以上の農地(50a:高山・清見・丹生川・国府 40a:一之宮 30a:荘川・久々野・朝日・上宝 20a:高根)で農業経営を行い、その全ての農地について自ら耕作する(している)必要があります。

※農業経営状況、通作距離から見て、取得後の農地が効率的に耕作される必要があります。